



答 申 第 6 8 1 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年6月21日付け
神保高国第1394号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 平成30年10月に公的年金からの国民健康保険料の特別徴収が開始されるに当たり、
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課が保有する国民健康保険料に係る情報を利用して、
個人住民税の特別徴収の可否を判断することは、個人住民税額の円滑な納付に寄与する
ものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【国民健康保険料に係る情報】

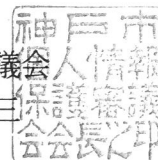
- ・市町村コード
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード（介護・後期・国保等の区分）
- ・基礎年金番号
- ・年金コード
- ・生年月日
- ・性別
- ・氏名（カナ・漢字）
- ・住所（カナ・漢字）
- ・各種区分（通知内容詳細）
- ・処理結果（失権・停止等）
- ・後期移管コード
- ・各種年月日（事実発生日等）
- ・各種金額1～3
- ・共済年金証書記号番号



答 申 第 682 号
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 21 日付け神行主市第 673 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成 30 年 10 月に公的年金からの国民健康保険料の特別徴収が開始されるに当たり、国民健康保険料に係る情報を電子計算機処理することは、個人住民税の公的年金からの特別徴収の可否や、金額の正確な把握に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【国民健康保険料に係る情報】

- ・市町村コード
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード（介護・後期・国保等の区分）
- ・基礎年金番号
- ・年金コード
- ・生年月日
- ・性別
- ・氏名（カナ・漢字）
- ・住所（カナ・漢字）
- ・各種区分（通知内容詳細）
- ・処理結果（失権・停止等）
- ・後期移管コード
- ・各種年月日（事実発生日等）
- ・各種金額 1～3
- ・共済年金証書記号番号